

東日本大震災における政府の様々な 「社会保険制度の特例」



社会保険制度(会社側)

1. 甚大な被害で事業主負担の社会保険料が支払えない場合

事業主の申請により、社会保険料の1年分を免除してくれます。

対象企業の条件

事業所の従業員の半数以上に給与が支払えない

月給が数万円程度など給与の大幅カットに追い込まれている

のいずれかに該当する場合には、東北地方以外の企業でも、震災による損害が企業財産の2割以上に上るなど被害が大きい場合は、対象になります。

雇用保険や健康保険、厚生年金保険などの各保険料のほか、子ども手当の拠出金も免除してくれます。

免除となった企業には、従業員1人あたり100万円前後の負担軽減が見込まれます。震災直後に緊急避難措置として厚生労働省は、青森、岩手、宮城、福島、茨城の5県の被災企業を対象に、社会保険料の支払いを猶予する通知を出しています。

また、労働保険では失業給付などに充てる雇用保険料のほか、企業が全額を負担して労災事故に備える労災保険料を支払う必要がなくなります(雇用保険料は従業員負担も免除されます)。保険料を労使で折半する厚生年金保険の保険料は、労使それぞれの負担を免除されます。

2. 大震災の影響で事業を縮小することになった場合:雇用調整助成金が適用されます

事業活動の縮小を余儀なくされた場合、雇用の維持を図る事業主に対して、休業手当や賃金等の一部を助成する制度です。東日本大震災の被害に伴う「経済上の理由」によって、事業活動を縮小した場合とは、次のような例が挙げられます。

交通手段の途絶により、従業員が出勤できない、原材料の入手や製品の搬出ができない、来客がないなどのため、事業活動が縮小した場合

事業所、設備等が損壊したが、修理業者の手配や部品の調達が困難なため、早期の修復ができず、生産量が減少した場合

避難指示など法令上の制限が解除された後でも、風評被害により観光客が減少したり、農産物の売り上げが減少した場合

計画停電の実施を受けて、事業活動が縮小した場合

また、すでに雇用調整助成金を利用している事業主が、東日本大震災被害の影響を受け、休業を行う場合にも助成対象になります。

3. 未払い賃金を国が立替え:震災で会社が倒産し賃金が支払えない

「賃金の支払いの確保などに関する法律(昭和51年に制定)」に基づき、「未払賃金立替払制度」という制度があります。これは、企業が倒産したために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払い賃金の一定範囲について、独立行政法人 労働者健康福祉機構が企業に代わって支払う制度(国が立替え払いする)です。なお、この制度を受けるには、以下の要件に該当する必要があります。

労災保険の適用事業場で、1年以上にわたって事業活動を行ってきた企業(法人、個人を問いません)に労働者として雇用されてきて、企業の倒産に伴い、退職し未払賃金が残っている人であること(未払賃金額が2万円未満の場合は対象外となります)。

裁判所に対する破産などの申立日、または労働基準監督署長に対する倒産の事実についての認定申請日の6か月前の日から2年の間に、その企業を退職した人であること。

なお、立て替え払いをする額は、未払賃金の総額の100分の80の額(限度額)です。また、年齢により立替払の金額が異なります。

退職日の年齢	未払賃金総額の限度額	立替払の上限額
45歳以上	370万円	296万円
30歳以上45歳未満	220万円	176万円
30歳未満	110万円	88万円

社会保険制度(社員側)

1. 健康保険の被保険者証を紛失・住居に残したままの場合の対応

- ・氏名、住所、生年月日、勤務先を申し出れば医療機関で受診できます。
- ・医療費の一部負担の免除の特例:被災地域で住宅が全半壊、主たる生計維持者が死亡
や重篤な傷病や行方不明の人

2. 年金手帳・年金証書を紛失した場合の対応

- ・最寄りの年金事務所で再交付手続きができます(本人確認ができるものを持参)。
- ・年金事務所へ行くことが困難な場合は、郵送でも対応しています。

3. 勤務先が被災し事業を休止して賃金が受けられない(雇用保険)

下記のような一定の場合には、休業・離職とも雇用保険の失業給付を受給できます。

- ・事業所が災害を受け休止・廃止をしたために休業を余儀なくされた場合
- ・災害救助法の指定地域にある事業所が事業を災害により休止・廃業

なお、災害の影響により指定されたハローワークに行けない場合は、電話などで連絡し「失業の認定日」の変更も可能です。

4. 業務中に被災された場合(労災保険)

地震や津波により業務災害・通勤途上で被災された場合、ともに労災保険の補償対象となります。

また、震災で事業主の証明を受けることが困難な場合には、事業主の証明がなくても給付請求書を受理してくれます。

著者プロフィール

乾 晴彦 氏

CFP、1級FP技能士、DCアドバイザー、宅地建物取引主任者、証券外務員一種資格、貸金業務取扱主任者、管理業務主任者。

都市銀行、損害保険会社の本社課長・部店長としてコンサルティング業務(PB室)等を担当。

その後、三菱証券(現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券)の人材開発部で、FPの推進及びFP実務等の社内講師を務め、生命保険の教育責任者も担当。現在は富裕層向け相談業務、企業(主に大手金融機関と大手不動産会社)や大学でFP教育の講師として活動している。

今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士FP実務研究会事務局では、FP実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。執筆を希望される方は、税理士FP実務研究会事務局【(株)日税ビジネスサービス 総合企画部】までご連絡ください。TEL 03-3340-4488